

岡山県福祉サービス第三者評価調査者研修実施要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県福祉サービス第三者評価調査者研修の実施方法等を定めることにより、評価調査者の養成及びその資質の向上を図ることを目的とする。

(研修の種類)

第2条 評価調査者に関する研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）及び評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）とする。

(養成研修の対象者)

第3条 養成研修の対象者は、岡山県福祉サービス第三者評価機関認証要領別紙（岡山県福祉サービス第三者評価機関認証要件）1（5）ア及びイの規定を満たし、研修修了後、評価機関として県の認証を受けている又は受ける予定の法人に評価調査者として所属する予定の者とする。

(継続研修の対象者)

第4条 継続研修の対象者は、前条の養成研修又は社会福祉法人全国社会福祉協議会若しくは他の都道府県組織が実施する養成研修を修了した者で、評価機関に評価調査者として所属している者とする。

(研修の実施)

第5条 養成研修及び継続研修は、県が毎年度計画を策定し、実施するものとする。

2 県は、養成研修及び継続研修を委託して実施することができる。

(研修の修了)

第6条 県は、県が実施する養成研修及び継続研修を修了した者に、それぞれ修了証を交付する。

2 この要領において、社会福祉法人全国社会福祉協議会又は他の都道府県推進組織が実施した養成研修又は継続研修を、県が実施する養成研修又は継続研修とみなして、次条の規定を適用する。

(修了者としての有効期限)

第7条 養成研修又は継続研修の修了者としての有効期限は、原則として研修修了日から3年経過した日の属する年度の末日とする。

(費用)

第8条 研修に係る費用は、原則として、受講者が受講料として一部を負担する。

(その他)

第9条 この要領の実施に関して必要な事項は、岡山県福祉サービス第三者評価推進委員会の意見を聴いて別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の前に養成研修又は継続研修を修了した場合の修了者としての有効期限は、研修修了日から3年経過した日の属する年度の末日とする。ただし、この要領の施行の際、修了日から3年以上経過している場合の有効期限は、令和5年3月31日とする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。